

## 草加市及び八潮市消防広域化協議会（第7回）の会議概要について

- 1 開催日時 平成26年2月18日（火）  
午後1時22分から午後2時22分まで
- 2 会 場 草加市文化会館 1階 レセプションルーム
- 3 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり
- 4 報告事項
  - (1) 経過報告  
これまでの経過について報告された。
  - (2) 消防広域化重点地域の指定  
草加市及び八潮市が埼玉県知事から消防広域化重点地域に指定されたことについて報告された。
    - ア 制度概要  
本年度、消防広域化に関する国の指針が改正され、広域化の機運が高い地域や小規模な消防本部を含む地域を、県計画で定める広域化ブロックの中で他よりも先行して重点的に広域化に取り組む必要がある地域として知事が指定する制度。
    - イ 指定日  
平成26年2月5日（水）
    - ウ 指定の理由  
平成25年4月に消防広域化協議会を設置し広域化の協議を進めており、機運が高い地域と認められたため。
    - エ 指定による効果  
消防広域化に伴い必要となる施設整備費用や臨時経費に係る国の財政支援が平成26年度から「消防広域化重点地域」に対するものに重点化される見込みとされており、重点地域の指定を受けることにより地方債への交付税措置等の支援が受けられる。
    - オ 埼玉県による支援  
国の財政支援のほか、埼玉県から消防広域化が着実に進むよう、引き続き次の支援を受けることができる。
      - (1) 消防広域化協議会への参画
      - (2) 広域消防運営計画の作成に関する助言
      - (3) 消防広域化に係る国からの情報提供、国との連絡調整

## 5 協議事項

### (1) 協議第20号「任用について」

次のとおり承認された。

広域化時の身分の切換えは、普通地方公共団体の職員を退職させ、新たに一部事務組合の職員とし任用するものとする。

### (2) 協議第21号「職名及び階級について」

次のとおり承認された。

ア 広域化後の消防長の階級は、消防正監とする。

イ 階級と職名は密接な関係があることから、広域化後の階級と職名はそれぞれ整合性を図るものとし、階級と職のかい離が生じないようにする。

ウ 広域化時の階級は、原則として広域化前のそれぞれの昇任制度で付与されたものを引き継ぐものとする。ただし、他の職員との均衡を鑑みて特に調整の必要があると認められる場合は、個別に対応するものとする。

### (3) 協議第22号「職員定数（条例定数）について」

次のとおり承認された。

広域化時の条例定数は、原則として広域化前の両消防本部の条例定数の和をもって広域化後の条例定数とする。

### (4) 協議第23号「職員配置について」

次のとおり承認された。

広域化時は、現在の消防体制と比較して消防力が向上するよう、充実強化を図るものとする。

具体的には、管理部門及び指令部門の統合による効率化された人員を現場部門へ再配置することにより、消防力の充実強化を図るものとし、広域化時の消防職員数は、広域化前の実員数を超えないものとする。

### (5) 協議第24号「採用計画について」

次のとおり承認された。

今後の大量退職によって災害対応力に支障を来さぬよう、再任用制度の効果的な活用に努めるものとする。

また、将来再び懸念される職員の高齢化及び大量退職に備えるため、広域化後速やかに採用計画を策定するものとする。

- (6) 協議第 25 号「勤務形態及び勤務時間について」  
次のとおり承認された。
- ア 勤務形態  
交替制勤務者の勤務形態は、2 部制とする。
  - イ 勤務時間  
交替制勤務者の勤務時間は、1 当務当たり 15 時間 30 分とし、勤務時間の割り振りは、広域化前の草加市消防本部の例によるものとする。
- (7) 協議第 26 号「電算システムについて」  
次のとおり承認された。
- 広域消防組織における業務の円滑な執行を図るため、署所間のネットワークや電算システムの環境整備を行うものとする。
- なお、現在、草加市でリース（長期継続契約）している O A 機器等で広域化移行時をまたぐものは、原則としてそのリース期間満了まで広域消防組織が貸与を受けるものとする。
- 具体的には、草加市のネットワーク環境を引き続き活用し、八潮市消防本部庁舎を含めたネットワーク回線の構築を行うものとする。
- (8) 協議第 27 号「消防協力団体との連携について」  
次のとおり承認された。
- 消防協力団体との連携は、一部事務組合が継続して行う。
- (9) 協議第 28 号「補助金について」  
次のとおり承認された。
- ア 広域化後に新たな補助制度を設ける場合  
広域化後、新たに補助制度を設ける場合は、原則として広域消防の管轄区域を対象とする。
  - イ 現在消防本部で所管している補助金  
現在、草加市消防本部で所管している補助金で、広域化時も引き続き消防組織で所管するものについては、原則として草加市の区域のみを対象とする。
  - ウ 広域化後の補助金の在り方  
補助金は、その効果や社会情勢等を鑑み、3 年ごとに見直しを行うものとする。

別紙

草加市及び八潮市消防広域化協議会（第7回）出席者名簿

（敬称略）

会 長	田 中 和 明	草 加 市 長
副 会 長	大 山 忍	八 潮 市 長
委 員	大久保 伸 一	埼玉県東部地域振興センター所長
委 員	石 塚 光 宣	草 加 市 消 防 長
委 員	豊 田 勝 次	八 潮 市 消 防 長
委 員	垣 沼 喜代久	草 加 市 消 防 団 長
委 員	平 野 光 一	八 潮 市 消 防 団 長

...出席 ...欠席